

岩国市営繕系工事における適切な工期設定の考え方

1. 目的

労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用される。また、令和元年6月の品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。

中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議は、平成30年2月に、公共建築工事における適切な工期を設定するための方策等について、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」として取りまとめ、また、中央建設業審議会は、令和2年7月に「工期に関する基準」を作成し、公共発注者の長などに対してその実施を勧告したところである。

このような状況を踏まえ、岩国市発注の営繕系工事における適正な工期設定を行うための考え方を以下のとおり示すものである。

2. 基本方針

発注者は、工事目的物の品質確保はもとより工事の安全性、経済性等の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ、適切に施工計画を想定し、その施工計画と整合の取れた工期を設定するものとする。

特に、本来必要とされる工期に比べて短い工期を設定することは、長時間労働是正や週休2日の確保等が困難となり、円滑な施工確保はもとより、建設業の将来にわたる担い手確保に支障をきたすものであることに留意する。

3. 対象工事

全ての営繕系工事を対象にする。ただし、緊急を要する工事、施工時期等に制約がある工事を除く。

4. 適切な工期を設定するための留意事項

発注者は、適切な工期を設定するため、工期の検討に際し、以下の事項に留意する。

1 共通事項

- (1) 多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因及び労働事情、建設資材の調達事情、交通事情等の社会的要因を考慮する。
- (2) 工事場所の周辺環境、近隣状況及び工事場所の各種規制等を考慮する。特に工事の円滑な施工に支障となるような近隣への影響を考慮する。
- (3) 週休2日の確保、祝日、年末年始、夏季休暇、入居する官公署（以下「入居官署等」という。）の行事等による不稼働日を考慮する。
- (4) 仮設工作物の設置及び撤去期間、資材及び機器の製作期間等を考慮する。
- (5) 使用する材料及び採用する工法により、作業の手順及び工程が異なることを考慮する。
- (6) 工事内容、施工条件等を踏まえた施工計画を適切に想定する。
- (7) 特定の施工条件は設計図書に明示する。特に、入居官署等の業務特性等により特定の

条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合は、施工手順を図示すること等により、当該条件に対する考え方を施工条件として適切に明示する。

- (8) 受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期を設定する。

なお、「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。(公共建築工事標準仕様書第1章(各章共通事項)より)

- (9) 化学物質の濃度測定、官公署の完了検査、工事の完成検査等に必要な期間を考慮する。
- (10) 建物の立地条件、入居官署等により使用中の建物内での工事であることその他の制約により、段階を踏んで施工を行い、完成した箇所に移転しながら工事を進める必要がある場合は、支障物(建築、設備共)及び引越期間を考慮する。

2 新築工事

- (1) 建設資材や労働者の確保等の準備、基礎及び躯体工事、仕上げ工事、設備工事(機器等の製作、受電後における総合試運転調整を含む。)並びに外構工事のそれぞれに要する期間等、建物の新築工事を構成する個々の工事期間を適切に積み上げ、過去の実績等を参考にしつつ、実情に応じた工期を設定する。
- (2) 根切り及び地業工事においては、土地の地歴を考慮するとともに、土質、地下水及び地下埋設物の存在が工期に大きく影響することを考慮する。
- (3) 躯体工事、仕上げ工事等においては適切な養生期間を見込む。

3 改修工事

- (1) 入居官署等が建物を使用している中での工事の場合は、施工不可能な日程及び時間(休日又は夜間作業の可否、停電作業の可否、空調期間中の施工の可否、その他機器等の運転停止不可期間)等の施工条件を考慮する。
- (2) 改修工事のために代替設備等の確保が必要な場合は、代替設備等の設置(撤去を含む。)に必要な期間を考慮する。
- (3) 機器の撤去及び解体等に伴い、アスベスト除去等を行う必要がある場合は、除去工事に加え、調査分析、官公署手続等に必要な期間についても考慮する。
- (4) 工事の施工に先立ち受注者が実施する施工計画調査、施工数量調査等の施工調査に必要な期間を考慮する。
- (5) 資材の仮置き場が狭あいな場合、作業の都度仮設及び養生を掛け払いする必要がある場合その他の作業効率が低下する要因がある場合は、作業効率を考慮する。

5. 工期の変更

発注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要と認められるときは、適切に設計図書を変更するとともに、必要

に応じて工事一時中止を行い、その結果必要となる工期の変更を行う。

また、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の工期が変更された際には、関連するその他の工事の工期についても変更を検討する。

6. 工期設定の考え方

1 用語の定義

(1) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付けの期間の合計をいう。

(2) 準備期間

施工に先立って行う、労務、資機材の調達等の期間であり、工事の始期から工事着手までの期間をいう。

(3) 工事着手

工事の始期以降、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。

(4) 施工に必要な実日数

純工事費（直接工事費＋共通仮設費）に関する工種毎の施工量、施工の諸条件（クリティカルパス等）により算出される実稼働日数のことをいい、契約図書に明示した工事を完成するために必要な検査（受検）の期間を含むものとする。

(5) 不稼働日

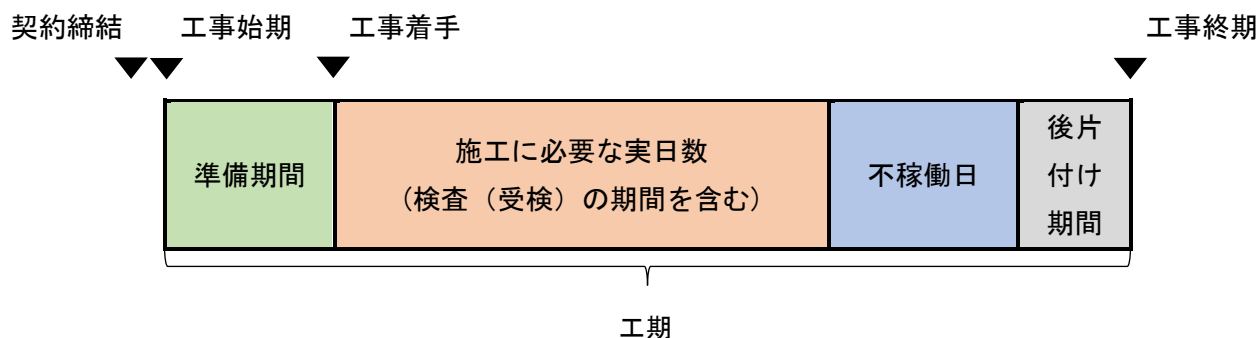
休日（土日、祝祭日、年末年始及び夏季休暇）、降雨日、降雪日、工事不可期間（出水期等の中断期間、関係機関及び地元関係者との協議、施設管理者や関連工事の進捗状況等との調整等）により必要な日数をいう。

(6) 関連工事

工事請負契約書における「受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連するもの」をいう。

(7) 後片付け期間

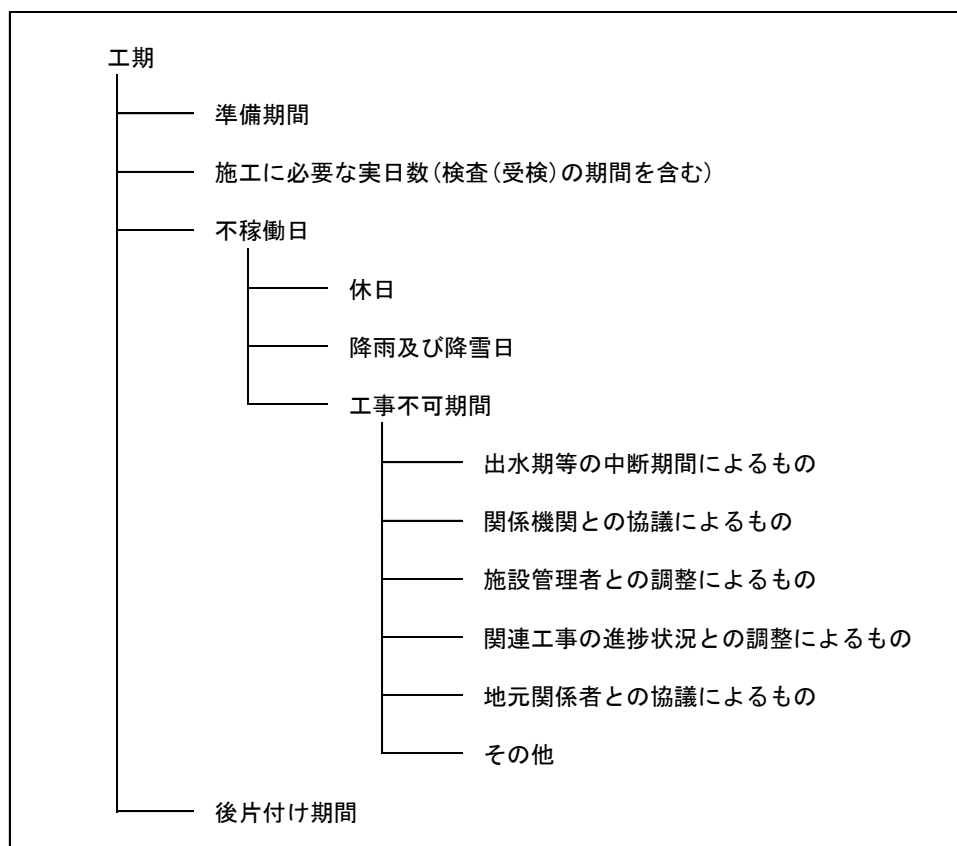
工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分の清掃等に要する期間をいう。



2 工期の設定

工期の設定は、以下による。ただし、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、原則として、昇降機を除く工事について、同一の工期を設定する。

(1) 工期の考え方



(2) 準備期間

準備期間は、30日を最低必要日数として、工事内容に合わせて算出する。

(3) 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、該当工事の実施設計において算出する。

(4) 不稼働日

営繕系工事においては、屋内での稼働が可能であることから、原則として、降雨及び降雪日は考慮しない。

なお、建物の立地条件等により、外構工事等において降雨及び降雪日を考慮する場合は、1日の降雨及び降雪量が10mm以上／日の日とし、過去5か年の気象庁のデータより想定される期間における平均発生日数を算出する。

ア. 休日

(ア) 休日は、土日、祝祭日、年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）とする。

(イ) 休日数は、施工に必要な実日数に、過去5か年の休日数を平日数で除した値を乗じたものとする。

イ. 工事不可期間 工事不可期間の算出においては、以下のことを考慮する。

工事の性格の考慮 工事を行うにあたっては、その工事特有の条件を考慮した工期の算出を行う必要があり、これに伴う日数を必要に応じて加算する。

(イ) 地域の実情の考慮

工事を行う地域によって、その地域の事情により施工できない期間がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

(ウ) その他

上記（ア）、（イ）以外の事情がある場合は、適切に加算する。

(5) 後片付け期間

後片付け期間は、20 日を最低必要日数として、工事規模等に応じて算出する。

(6) 工期設定に係る事象の明示

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす以下のような事象が発生するおそれがあるときは、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を、設計図書に明示する。

ア．地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象

イ．騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

7. 適用基準日

令和5年9月1日から適用する。